

厚生文教委員会所管事務調査報告書

平成29年第4回東大和市議会厚生文教委員会において所管事務調査を行うこととした事項について、調査の結果を報告する。

1 調査事項 日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について

2 調査年月日

- ① 平成29年 7月11日(火) (平成29年第5回委員会)
- ② 平成29年 8月21日(月) (行政視察：市内学童保育所第四クラブ、第九クラブ・四小ランドセル来館)
- ③ 平成29年 8月23日(水) (行政視察：子どもマルシェ・市内学童保育所第二クラブ・二小ランドセル来館)
- ④ 平成29年 9月14日(木) (平成29年第6回委員会)
- ⑤ 平成29年12月14日(木) (平成29年第8回委員会)
- ⑥ 平成30年 2月 6日(火) (行政視察：大阪府堺市「子育て世代包括支援センター」)
- ⑦ 平成30年 3月 8日(木) (平成30年第1回委員会)
- ⑧ 平成30年 4月11日(水) (平成30年第2回委員会)
- ⑨ 平成30年 5月 9日(水) (行政視察：静岡県焼津市「放課後デイサービスについて」)
- ⑩ 平成30年 5月10日(木) (行政視察：愛知県岩倉市「岩倉市子ども条例について」)
- ⑪ 平成30年 6月15日(金) (平成30年第3回委員会)
- ⑫ 平成30年10月22日(月) (行政視察：第八小学校)
- ⑬ 平成30年11月 2日(金) (平成30年第6回委員会)
- ⑭ 平成30年12月14日(金) (平成30年第7回委員会)
- ⑮ 平成31年 1月28日(月) (平成31年第1回委員会)
- ⑯ 平成31年 1月29日(火) (平成31年第2回委員会)
- ⑰ 平成31年 3月 8日(金) (平成31年第3回委員会)

- ### 3 委員 (委員長) 和 地 仁 美 (副委員長) 実 川 圭 子
- | | |
|---------|---------|
| 上 林 真佐恵 | 関 田 貢 |
| 中 村 庄一郎 | 中 間 建 二 |
| 木戸岡 秀彦 | |

4 調査報告 別紙のとおり

平成31年3月8日

厚生文教委員会

委員長 和地仁美

東大和市議会

議長 押本修様

【調査項目の設定の経緯と調査活動の概要】

東大和市議会厚生文教委員会の所管事務調査項目については、平成29年6月9日に開催した第4回委員会において、様々な調査項目が委員から提案されたが、その項目の多くが「子育て」に関する事項であった。よって、平成29年7月11日に開催した第5回委員会において、「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」として、それらについて総合的に取り扱うことを決定した。当所管事務調査については計17回の委員会開催と市内関係施設の視察並びに先進市への行政視察などにより調査・研究を進め、市が目指す「日本一子育てしやすいまちづくり」に対し、現状の確認並びに課題の掘り起こしなどを行った。

調査事項：日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について

※子育て支援の状況等については、現状の子育て支援策や制度などが網羅された市が発行している『子育てハンドブック』を参照し、不明点や状況などの調査を行った。よって、この調査報告書には、調査の中で特に取り上げられた点についてのみを調査内容として明記している。しかし、各項目の取りまとめについては、調査内容として取上げなくとも『子育てハンドブック』などで状況が確認できたものについても取り上げている。

① 就学前までの東大和市の子育て支援の現状について

■子育てハンドブックについて

- ・平成10年度以前は子育て関連の手当や医療費助成制度などを一覧にしたA4のホチキス留めの案内を窓口でお渡ししていたが、なかなか中を見ていただけないという課題があった。平成11年度に国の少子化対策臨時特例交付金を活用して、カラー刷りの現在の形の子育てハンドブックに改善した。内容や構成については、前に出した版の感想や反省を踏まえながら編集を行い、平成27年度の最新のものまで、改訂10版を発行。
- ・気軽に手にとるものとしては、文字と情報が多過ぎるのではないかというご意見もあったため、次の新版を発行するに当たり『くらしの便利帳』で使用した手法の官民協働発行を選択。予算の執行を削減しながら、若い世代の方々が気軽に手にとり、わかりやすい、楽しいハンドブックを目指した。様々なご意見は取り入れているものの、実際の編集作業では若い世代の市民の方の意見を反映するといったところまでは至っていない。
- ・新版のハンドブックは、平成30年3月に5,000部を発行し、配布は保健センター窓口での母子手帳交付時の配布、市の子育て関連窓口での配布、保育園等を通じての配布、そのほか関係機関等で配布。

■母子保健事業について

【出産前】

- ・ **特定不妊治療費助成制度**：東大和市独自の制度。東京都の特定不妊治療助成の交付決定を受けた方に、市独自として1回3万円を上限として上乗せで助成。
- ・ **妊婦健康診査の健診票**：妊娠届を出された方に配布する母子健康手帳の中に入れている。妊婦健康診査は東京都で決まっている14回の健診票、超音波検査1回、子宮頸がん検査1回。
- ・ **妊婦歯科健康診査**：母子健康手帳交付時に渡す健診票を使用して、安定期以降、市内の歯科の指定医療機関で受診できる。
- ・ **両親学級**：産前産後の生活等、妊娠中に気をつけることを4日間コースとして実施。そのうちの1回は産後の同窓会を兼ねたアフタークラス。
- ・ **妊婦訪問**：必要な方、また希望する方に応じて助産婦や保健師等が家庭訪問。

【出産後】

- ・ **新生児訪問**：児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業も兼ねている。生後4か月を迎える日までの乳児がいる全家庭が対象。出生通知書をもとに連絡をし、希望者には助産師や保健師が家庭を訪問する。里帰り先での訪問を希望される方は、里帰り先の市町村と連絡を取り合い、訪問しているケースもある。また保健センターでの面接を希望される方は、家庭訪問にかえて保健センターでの面接を行う。
- ・ **集団健診**：母子保健法で決まっている健診で、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診がある。5歳児健診は、市独自の健診。就学前の発達の確認という形で、スムーズに就学ができることを目的として行っている。
- ・ **ブックスタート**：生後3～4か月健診のときに市から絵本のセットを配布。
- ・ **個別健診**：6～7か月、9～10か月の健康診査は個別健診で、指定のかかりつけ医で受ける健診。3～4か月健診のときに健診票を渡す。
- ・ **子育て相談**：全て事前の申し込みは不要。年間の日程表に合わせてお母様とお子様に来ていただく。
- ・ **計測**：乳児から就学前の方に来ていただいて、保健センターで身長、体重をはかり、計測記録カードに記載する。
- ・ **歯科健康診査**：1歳6か月児健診が終わった後に、主に歯科健診を中心に4歳未満の幼児を対象に実施。
- ・ **乳幼児健診の受診率**：3～4か月、1歳6か月、3歳はそれぞれ9割超、5歳児健診のみ7割程度で推移。
- ・ **未受診者への働きかけ**：電話等での勧奨を行い、設定された日の受診が困難な場合は、個別の経過観察健診を案内し、予約制での健診を実施。
- ・ **未受診の方の追跡**：ネグレクトや虐待といった深刻な事態の恐れもあるため、訪問や電話で連絡がとれなかった場合には把握困難者とし、子ども家庭支援センタ

一に連絡。子ども家庭支援センターでは、未受診者の把握についての調査権があるため、兄弟関係から保育園での情報や登園状況を確認するなどしている。平成29年7月11日時点では、市内において把握不能といったお子さんは出ていない。

- **産後ケア等宿泊について**：東大和市では未実施。子育て世代包括支援センター等も、現在、検討しているため、包括的に東大和市として妊娠期から切れ目のないトータルな支援をどのように実現するかを検討。

【相談・講習会など】

- 以前は二十歳になる前に第1子を御出産された若年出産のグループもあったが、参加が難しいということで、現在は「さくらんぼの会」「イルカの会」「カンガルーの会」の3グループとなっている。比較的参加も安定し、実施、運営している。
- **さくらんぼの会**：双子以上のお子さんと保護者が対象。妊娠中に双子かどうかはわかるため、妊娠中から参加いただいている。
⇒平成28年度の参加状況など：保護者とお子さんの実人数17人、延べ参加者57人。育児に関することを先輩のお母様を交えて情報交換（例：お出かけする際の持ち物、夜間の授乳など）
- **イルカの会**：初めてののお子さんを35歳以上で出産される方が対象。高齢初産婦の方を中心にご案内し、開催している。
⇒平成28年度の参加状況など：お子さんの実人数35人、延べ参加者84人。子育ての情報交換のほか、歯磨きや口腔ケアについて話が出たグループでは歯科衛生士につなぎ、46件の歯の個別相談を実施。また食事についても、個別の栄養相談を84件実施。
- **カンガルーの会**：2,500グラム以下、低出生体重児やまた未熟児で生まれたお子さんとその保護者が対象。小児科医もしくは理学療法士がスタッフとして参加し、お子さんの運動発達や発育について専門家の助言が受けられる。
⇒平成28年度の参加状況など：実人数13組、延べ参加者32組。主に発育や発達に関する内容のため、毎回身体計測を実施し、その計測に基づいて小児科医の方からの助言をいただいた。また保健師等が個別相談を実施。
- **離乳食講習会**：4か月から6か月の乳児とその保護者が対象。調理実習ではなく、講話とともに、初めての離乳食という形で実際におかゆのようなものを試食していただく。
- **簡単につくれる離乳食講習会**：離乳食の中・後期の1日2回食が始まるぐらいの時期の方が対象。保育付きで開催。
- **幼児食講習会**：離乳食が終わった後の幼児食になる幼児が対象。ミルクや母乳を卒業し、食事から栄養をとる時期＝1歳半から3歳までの幼児を対象に保育付きで開催。

- ・離乳食や幼児食の講習会への父親の参加はほとんどない。また現在、開催時間は平日の午後の時間帯に設定している。共働き世帯への対応としての土日や夜間の開催といった工夫については、これまで検討したことはない。
- ・**歯科相談**：虫歯予防教室は1歳から1歳6か月の幼児とその保護者が対象。歯科健診とあわせて歯磨き指導を行う。また、卒業教室として、歯科健診を終了する4歳児に、自分での歯磨きに関心をもつような講話を行う。
- ・**保育コンシェルジュ**：小学校就学前の乳幼児の保護者が保育サービスを適切に選択し、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行う。祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時と土曜日の午前8時30分～正午（事前の予約が必要）市役所1階の保育課で相談を受け付けている。

⇒平成28年度の相談件数：

- ・電話相談：妊産婦108件、乳児220件、幼児202件、児童3件、照会等3件。相談内容は、気になる症状について病院を受診したほうが良いかどうか、どの医療機関が良いかなど。また、お母様の精神的な子育て不安等といった具体的な育児相談。
- ・窓口相談：妊産婦804件（妊娠届含む）、乳児158件、幼児140件、児童6件。相談内容は、発育、母乳、育児について、健診等の時期、転入したときの事業案内。

【定期予防接種】

- ・子どもの予防接種は全部で8種類。各時期に合わせて予診票を送付。里帰りが長期となり、里帰り先で予防接種を受けたい方や、長期入院中のため市内のかかりつけ医では受けられない方については、相談のうえ、里帰り先や病院で受けられるよう書類等で連携。また、里帰り先で公費により受けられない方には、里帰り先で接種のうえ、費用を一度お支払いいただき、東大和市に戻った後に、償還払いという形で予防接種の費用を助成する市独自の制度もある。
- ・任意での予防接種の費用助成は、里帰りのほかは、体調不良等で定期の予防接種の機会を逃してしまった方も対象。上限額5,000円を助成。年間おおむね60件前後。このような助成制度を設けている市は近隣ではない。
- ・平成29年度については、平成28年の10月からB型肝炎の予防接種の定期化が始まったため、4月生まれの方は3回目を体調不良で逃す可能性が多い。そのため、4月から7月生まれの方に関しては、9月までの間に3回目を打った方に費用を助成している。

【出産子育て応援事業】

- ・**うまべえ子育て応援パック**：市内で出産し、引き続き市内に住む方が対象。お申し込みいただいた方に名前入のタオルとトートバッグのセットを配布。シルバー

人材センターに配付を委託しており、御家庭に直接お届けする制度。

- ・東大和スタイル：スマートフォンなどからダウンロードする子育て支援アプリ。予防接種や子育て支援制度についての情報が得られる。基本的には子育てハンドブックに掲載している情報を網羅している。
⇒東大和スタイルのダウンロード数：平成29年度アップル社製のiOS3,107件、アンドロイド3,413件の計延べ6,512件
⇒子育てアプリの周知の方法は、お子様が2か月の予防注射の案内を郵送する際、リーフレットを同封。
⇒東大和スタイルには市が目的とした予防接種に重点を置いた『子どもの生年月日等を登録すると予防接種等の適切な時期にプッシュ通知等で知らせる』という機能は当初の狙いどおりに市民に活用されている。

【休日・夜間の医療機関】

- ・日曜・祝日・年末年始にセンター方式で市内の立野にある休日急患診療所で診療を行っている。なお、日曜日に診療を行っている小児科の医療機関は、市内に1件、メディカルボックスのみ。ただし、祝日や年末年始に診療を行っている小児科の医療機関は市内にはない。
- ・祝日等歯科応急診療事業：市内の歯科医療機関に祝日の歯科の応急を在宅輪番制で対応いただいている。
- ・小児初期救急平日準夜間診療事業：東大和病院の協力により、火曜・水曜・金曜日の7時から9時半という準夜帯の時間帯に、入院が必要でない軽度の症状の小児科についての診療を行っていただいている。

【赤ちゃん・ふらっと】

- ・東京都が定めた授乳やおむつ替えができるスペースの愛称。都内での設置箇所は1,412カ所。東大和市でも乳幼児と一緒に安心して外出が楽しめるよう各施設に設置。現在は市の施設に12カ所、民間施設5カ所の合計17カ所。いずれも東京都に登録し、赤ちゃん・ふらっとマークの交付を受けている。

【各種手当等医療費助成】

- ・児童手当：児童手当法に基づき支給。
- ・乳幼児医療費助成制度：東京都の制度。東京都が補助金の支給対象としている基本制度においては、所得については児童手当と同じものを使用しており、児童手当の所得制限を超えている市民の方は対象とならない。しかし、東大和市では、全ての小学校入学前児童について、所得制限を超えている方も対象に保険診療の本人負担分を助成する市の単独事業を実施。お子さんが生まれた時や、お子さんのいる御家庭が東大和市に転入された時などに、市民課の窓口で出生届や転入届などを御提出いただいた際、市民課から児童手当・乳幼児医療費助成制度のパンフレットをお渡ししながら、子育て支援課の窓口に戻っていただくように御案内

している。

■幼稚園就園への支援について

- ・私立幼稚園等に通園している園児の保護者に対する補助金は、国の制度に則った「東大和市私立幼稚園就園奨励費補助金」と、東京都の制度に則った「東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」がある。対象は私立幼稚園等。

■地域子育て支援施策について

【子ども家庭支援センター】

- ・東京都ではこれまで、国に先駆けた拠点として子ども家庭支援センターを設置し、児童相談所との連携のもと、虐待への対応を図ってきた。平成28年度の児童福祉法の改正により、国が市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置について、市町村の努力義務として法定化し、国が東京都に追いついてきたというような形になっている。また、平成29年4月の母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置が、市町村の努力義務となった。国は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援により虐待防止を図るため、平成32年度を目途として子育て世代包括支援センターの全国設置を目指している。この母子保健法の子育て世代包括支援センターと、児童福祉法の子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を同一の主担当機関が担い、一体的に支援を実施するということが今後の実施において期待されている。これまで都の子ども家庭支援センターは、先駆型、従来型、小規模型の3種類として実施されてきているが、東大和市では補助を受けて先駆型事業を行ってきた。東京都では平成30年度に先駆型、従来型という区分を廃止し、先駆型を標準とし、小規模型と標準型の2種類の子ども家庭支援センターとしていくことが示された。東大和市では、これまで先駆型子ども家庭支援センターとして事業を行っているため、今後も引き続き先駆型＝東京都の標準型として事業を実施していく。

【一時的な子どもの預け場所と子育て支援事業】

- ・一時預かり（一時保育）：市内在住、子どもが認可保育施設に入園していない方が対象。子ども家庭支援センターかるがもと市内の保育園3園で実施。通院や冠婚葬祭等により家庭で保育が困難になった際に利用できる。
- ・緊急一時保育：市内在住の1歳以上、就学前までで認可保育施設に入園していない子どもが対象。狭山保育園と向原保育園で実施。保護者の疾病、出産等の入院で、家庭保育が困難になった場合、緊急かつ一時的に保育園で保育を行う。日曜日を除き連続した15日間のうち必要な期間利用できる。
- ・子どもショートステイ事業：市内在住の2歳以上から小学生までが対象。保護者の病気、出産、事故、冠婚葬祭などにより、子どもを養育できない際、養育協力員宅に一時的に預けることができる。

- ・子育て援助活動支援事業（さわやかサービス）：市から補助金を出し、社会福祉協議会が実施している事業。育児と仕事の両立を支援するもので、基本的には協力会員のお宅でお子さんを預かるというもの。

■保育園・認定こども園・家庭的保育・その他保育施設

- ・認可保育園：平成29年度における実施状況は、16園で定員1,928名。立野みどり保育園及び明德保育園の園舎の建て替えにより、低年齢児クラスを中心に定員拡大を行い、83名増とした。
- ・認定こども園：平成29年度は認定こども園2園で定員220名。
- ・家庭的保育：平成29年度は2園、定員10名。
- ・小規模保育：平成29年度は小規模保育3園で定員41名。
- ・定員増の取り組み：
 - ⇒平成29年度には園舎の向かいの店舗を改修し、れんげ第二保育園として新たに小規模保育園を開設し増員を行った。また、旧立野みどり保育園の園舎を改築し、みつば保育園を開設したことによりゼロ歳から2歳児の定員を28名増とし合計299名とした。
 - ⇒平成30年度の小規模保育の新規開設は、向原保育園の北側に保育施設を建設して、定員11名の小規模保育を開始予定。
- ・保育士確保事業：保育士のキャリアアップ補助、宿舎の借り上げ補助のほか、新たに保育士の通勤のための駐車場の借り上げ、資格取得に向けた補助、保育士の事務負担軽減に係る事務員の雇用等による経費の補助などを行っている。
- ・平成30年度の待機児童の状況について：これまでの待機児童数は非常に低い数値で推移していたが、平成30年度は申し込みも多く、現状では3桁になっている。人口の推計等を見ても、対象年齢の子どもの人数は若干減ってきているものの、今後もニーズが増加すると見込み、市では定員を増やしている。しかし、その取り組みも、入園ニーズに追いついていないというのが現状。主な要因は、国のこれからの幼児教育と保育の無償化への期待と、それに伴い前倒し的に早く申し込みをしたほうが有利ではないかというような予測による申し込みの増などが考えられる。また、女性の就業率について国は80%を目指している中、東大和市の状況は目標よりかなり低い状況を受けての今後のニーズの試算を行ったが、その試算が少し甘かったことも判明している。さらなる予測の上方修正を行わないと対応できない状況となっている。
- ・民間保育園の延長保育料について：料金の設定は園の自主性にまかせ、各保育園で設定している。以前は、公立保育園の延長保育料2,500円に基づいて各民間保育園に依頼しているという状況があったが、近年は園の保育士確保の状況などの様々な要因があるため、各園で決定していただくことになった。値上げした園

もあるが、値上げしていない園の中には、従来から2,500円より上の料金を設定しているところもあったため、ここで改めて3,600円に値上げしたというより、従来の料金が安価だったと認識している。他市の料金を調べた中でも概ね中庸程度の水準となっている。

■病児・病後児保育室のお迎えサービス

- ・病児・病後児保育室のお迎えサービスは、市内に住所を有し、市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、幼稚園在籍児童で満6か月から小学校就学前までの乳幼児を対象としている。事前の登録が必要。タクシー利用に伴う交通費の実費については、徴収しない。保育料については、1回2,000円で、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方には、保育料の減額制度がある。年間利用者は概ね1,480名前後。施設では弾力的な受け入れ体制を整え、備えている。

◆市内関連施設等の視察について……………

【こどもマルシェ】平成29年8月23日

公民館事業として中央公民館ホールで開催されているイベント。今回は総勢190人の子ども、大人、高校生が参加。（子どもは103人、大人が79人、高校生が8人）公民館の事業としてあらゆる世代の人たちが集まるこのような事業は有意義なもので、参加者からも好評を得ている。子どもを対象とした公民館事業には夏休みに開催される「遊空間」があるが、その他にも各館で、子ども体験教室など、夏休みなどを中心に大人と子どもが交流できるような事業を開催している。

(視察に関する質疑や意見・要望など)

- ・公民館利用者からの発想で始まった事業ということで、地域の様々な世代が交流でき、市民が子育て、子どもを応援していることが伝わる良い取り組みだ。今後も、発展させてほしい。

【①における評価できる市の取り組みと課題について】

■評価できる点

- ・東大和市では独自事業として、「特定不妊治療助成の3万円の上乗せ」「里帰り先等での新生児訪問手配」「里帰り先での予防接種の助成金」のほか、「5歳児健診」「対象者の任意での予防接種費用への助成制度」などきめ細やかな子育て支援を実施している。
- ・待機児童対策として、認可保育園の新設の検討をはじめたことは評価できる。
- ・子育て応援アプリ「東大和スタイル」は子育てに役立つ情報や観光情報をスマートフォンで知ることができ、子育て世代の方の情報収集スタイルに合わせた良い取り組みである。

- ・保護者の方が病気、出産などでお子さんを養育できないとき、養育協力員宅でお子さんを一時的にお預りする『子どもショートステイ』があることは評価できる。
- ・病児・病後児保育室「すこやか病児・病後児保育室」は、病気、または病気回復期のお子さんが保育所、幼稚園、小学校等に通園、通学できない、または家庭で看護することができない時への対応として良い。また、勤務中の幼児・児童の発病に対し、保護者の勤務地が近隣でない場合等の対応として病児・病後児保育室のお迎えサービスを他市に先行して実施することは、子育て世代の安心のためには良い取り組みである。

■今後の目指すべき方向性について

●子育てハンドブックについて

官民協働でリニューアルできたことは良かったが、「日本一子育てしやすいまちづくり」との視点からは、物足りなく感じる。若い世代の方々が親しみやすく、手に取りたくなるような、文字の大きさ、イラスト、デザイン等の工夫がさらに必要ではないか。

また、子育て関連情報の提供ならびに、子育て世代のコミュニティ構築という点では子育てアプリ「東大和スタイル」との連携や SNS の活用にも工夫が必要である。

●母子保健事業について

限られた人員体制の中で、東大和市でも様々な創意工夫が見られるが、産後ケア等宿泊については市の取り組みとして実現できていない。里帰り出産ができない世帯などでも、前向きに子育てに向き合えるような母親支援の必要性があるため、市内助産施設との連携なども視野に実現に向けての検討が必要である。

●地域子育て支援施策について

- ・子育て援助活動支援事業の充実。視察先の大阪府堺市では、子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター、子育てアドバイザー、育児支援ヘルパー、担当保健師など様々な人員体制も充実し、ひとりひとりの妊婦に対して担当保健師を付け、電話、メール等で、いつでも安心して相談ができるような人員体制が構築されていた。当市でも、保育コンシェルジュやさわやかサービスなどはあるが、相談がある人が来るということではなく、全対象者を市が確認し、支援が必要な人、支援内容などを把握する等の今一步積極的な支援体制の拡充を図る必要がある。
- ・現在実施している「小児準夜間こども救急診療（火・水・金曜日）19：00～21：30まで」については、子どもの発病は突発的なため、毎日対応できるようにすべきである。
- ・これまでの保育施設における定員増加と待機児童解消の取り組みは、大きな実績を上げているが、平成31年度からスタートする幼児教育の無償化によって、保育園、幼稚園等のニーズがどのように変化していくのかを適切に見極め、施設整備を計画

的に進めるとともに、深刻化している保育士不足を解消する取り組みを行い、早期の待機児童ゼロの達成を目指すべきである。

- ・当市では、これまで、公立園の民営化を進めることで、財源を確保し、定員増を図ってきている。その結果、民間保育園のサービス水準は、全く公立園に劣ることなく、むしろ利用者の評価も高いものとなっている。民営化によって、障害児保育、小規模保育、病児病後児保育、休日保育など、多様な保育サービスも着実に拡充が進んでいるが、今後も、様々な方法を模索して、引き続き保育サービスの拡充に努めるべきである。

② 就学後の東大和市の子育て支援の現状について

■学童保育所について

- ・市内には平成30年4月に民設民営学童保育所が開所し、現在公立11か所、民間2か所の計13か所の学童保育所がある。
- ・公立学童保育所：平成30年度、新たに公立学童保育所の嘱託員を2人増員。この増員により、公立11施設中10施設が嘱託員3人体制となる予定。
- ・民間学童保育所：まだどのような施設かよくわからないという声もあるため、事業者による施設見学などを今後実施していただくなど、周知を図っていく予定。立野みどり保育園の跡地を新しい民間学童保育所にしたが、立地的に近い第二クラブでは8月1日時点で待機児童が107名となっているため、定員が70人程度の立野みどりの民間学童保育所開設により待機児童解消を図っていく。
- ・長期休暇中の対応については、以前は長期休暇中のみ学童保育所やランドセル来館を希望されるお子さんに対し、小学1年生の待機児童のみ学童保育所で受け入れていたが、現在は待機児童が多いため、長期休暇中のみの利用枠を設定しての受け付けは行っていない。

■学童保育所以外の子どもの居場所について

- ・児童館：子育てに悩む保護者への支援、地域における子どもの健全育成活動の拠点としての役割を担い、子どもたちの年齢に応じた遊びや行事を通じて、自主性や社会性、協調性など豊かな人間性を育成するための多様な活動を展開している。青少年対策地区委員会をはじめ、地域住民の方やボランティア等との連携も図っている。平成30年度も引き続き多様な活動を展開し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、子育て中の保護者同士の交流、児童の多様な興味に対応できる環境づくり等を行うとともに、ホームページを見やすくするなど児童館へ足を運ぼうと思っただけのような広報等を心がけている。現在、市内には6か所の児童館があるが、全小学校区、もしくはコミュニティ区域に配置されている状況ではない。新たな児童館を設置するかどうかについては、国も平成25年度に児童館が

イドラインを策定し検討会等を立ち上げ、今後の児童館、子どもの放課後の育成、児童館の存在意義などについて検討を行っているため、国の動向とともに、市内の公共施設の再編、集約化の問題も念頭に、複合化等も含めて考えていく必要がある。

- **ランドセル来館**：ランドセル来館事業は児童館事業の一環で学童保育所の待機児童対応のために実施されている。ランドセル来館は、二小と四小の実施以外は全て児童館で行っている。
- **放課後子ども教室**：地域や学校と連携し、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを行っている。現在、一小、七小、九小では、学童保育所と放課後子ども教室との連携活動も取り入れている。引き続き平成30年度も実施し、実施回数の増、および新たな実施場所に向けた調整等を図っていく予定。
- **放課後子ども教室の運営についての課題**：青少対等の地域の様々なボランティアの方の協力により成り立っている事業。保護者の方との行き違い等で、ボランティアの方がお辞めになったことが平成29年度にあったため、反省点を踏まえて、平成30年度はもっと積極的にボランティアの方たちとお話し合いや情報交換ができるように、放課後子ども教室の運営委員会などを開催している。このような取り組みで上手な運営ができるよう、ボランティアの方々の精神的な部分の支援を行っている。また、ボランティアの方の高齢化も問題になってきている。新たなボランティアの方を入れたいが、シニア、女性の就業率が高まっているため、人材を探すことが非常に厳しい状況。今後は、学生ボランティアの活用なども視野に検討していく。

◆市内関連施設等の視察について.....

【学童保育所・ランドセル来館】

平成29年8月21日 第四クラブ・四小ランドセル来館・第九クラブ

平成29年8月23日 第二クラブ・二小ランドセル来館

学校敷地内または学校敷地に隣接している学童保育所（第四クラブ・第九クラブ）と、南街市民センター内の児童館と同じ施設にある学童保育所（第二クラブ）という環境の違う学童保育所を視察。また、学童保育所の待機児童対策として実施されているランドセル来館を2施設視察した。

（視察に関する質疑や意見・要望など）

- 学童保育所は市もニーズに応えるために定員を上回って受入れているため、施設が手狭に感じた。ランドセル来館においては、夏休みなど長期休暇の際に、1日を過ごす場所としては不十分な施設環境という印象を受けた。
- 共働き家庭が増加している中で、保育園のみならず学童保育所に対するニーズも高

まっている。市も学童保育の新たな施設増等についても取り組んでいるが、学校施設の中での学童の受け入れ、また学童保育所と放課後子ども教室の一体的な運用等について、さらに努力し、拡充していくべきではないか。

- ・学童保育所、ランドセル来館、児童館、それぞれの基準やあり方はあると思うが、教育は平等だという概念や観点から、国が進めている放課後子ども教室推進事業なども考慮し、放課後等の過ごし方という点で、どの施設を利用しても一定の水準の環境を子ども達に提供できるよう一体化なども含めた検討も進めてほしい。

【②における評価できる市の取り組みと課題について】

■評価できる点について

- ・学童保育所の待機児童対策として、児童館でのランドセル来館を行なっていることは、当市の特徴であり、保護者のニーズを踏まえて、一定の役割を担っているものと評価できる。

■今後の目指すべき方向性について

- ・ランドセル来館や学校の空き教室での対応は、本来の学童保育所の環境と比べ、子どもにとってはよい環境とはいえない。また、民間学童保育所の周知が不十分な面が見られる。これらの状況を解消するためには、学校における放課後子ども教室と学童保育所の双方の利点を活かし、一体的な運営を進めることが望ましい。子どもたちの学力向上や生活習慣の改善の観点からも、教育委員会と子育て支援部が一体となって、子どもの成長を重視し、放課後の子どもたちの最適な過ごし方の環境整備を進めてもらいたい。
- ・児童館でのランドセル来館の受け入れも、スペースの課題があり、手狭になっているところも見受けられる。学童保育所以外の子どもの居場所については、子どもの居場所として児童館の充実がしっかり図られれば、放課後の児童対策のほか、乳幼児から高校生までの活動の場所となり得る。児童館の役割を高めれば、中高生にとっても学校以外の活動場所としての可能性も出てくるため、中学生以上の居場所の必要性という点も考えた前向きな検討が必要である。また、東大和市の自然環境や農地を活かすなどの館外での体験事業などをもっと進め“東大和市ならではの”の子育て環境の充実を実現してもらいたい。

③ 学校教育について

■小・中学校学習指導要領等の改訂等について

- ・学習指導要領改訂の背景：現代社会においては、インターネット等を初めとする情報技術が発展したことで、検索すればある程度の情報や知識が入手できる。また、AI（人工知能）が教えてくれるような時代にも入ってきている。今の子ども

もたちが大人になるころには、今よりももっと便利な時代となり、そのような時代でたくましく生きていけるような教育が必要となっている。例えば、解き方がある程度定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりするというのも重要だが、今後はそのようなことはA Iが担う部分が大きくなり、それだけでは企業も採用しづらいというような時代となることが予測できる。一方で、社会が多様化、複雑化、困難化し、予測できない社会になっていくことを考えると、主体性なく情報の渦に流されてしまう人間、あるいは他者と協力して事に当たれない人間も恐らく苦勞する場面が多くなることが予測できる。このような時代背景、社会変化から、主体的に学びができる子どもを育て、学校の勉強だけで完結せずに生涯にわたって能動的、いわゆるアクティブに学び続ける力を育み、そのときの情勢や直面する課題など大小にかかわらず、自分の知識や情報や考える力などを活用して解決に当たり、新たな知識や価値を生み出せるような教育に取り組んでいく。また、その過程を通じて自分が持っている知識、情報等をアップデートしていけるような人間を育てていくということが大きな学習指導要領改訂の背景とされている。

- **学習指導要領の主な改善事項と重点事項**：今回の学習指導要領で新たに示されている、あるいは実施されているものとしては、道徳教育の充実（平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で完全実施）、また、これまで小学校の5、6年生で行われていた外国語活動については3年生から導入されるとともに、5、6年生では新たに1時間授業時数を増やすことになる。さらに、情報活用能力については、新たに小学校からプログラミング教育を導入することになる。

- **幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等改訂のポイント**：

今回の改訂には以下の3つの大きな基本的な考え方がある。

⇒ **1点目：社会に開かれた教育課程、これを重視すること。**

社会に開かれた教育課程とすること。これまで教育計画は、各学校で学校教育の目的、目標を達成するために、教育内容を授業時数との関連において総合的に作成しており、学校の視点で進められていた。しかし、中央教育審議会では「より良い学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を、学校と社会が共有し、連携、協働しながら新しい時代に求められている力を子どもたちに育む社会に開かれた教育課程の実現を求める」と示された。つまり、より良い社会をつくるという目標、方向性等を様々な方と共有して教育課程や教育活動を展開していくことであり、これまで進めていた開かれた学校づくりから一歩進んで社会に開かれた教育課程として、授業などにも踏み込み、保護者、地域が連携、協働していくことが求められるようになる。

⇒ **2点目：確かな学力を育成すること。**

特に生きる力のための学力という点で、主体的・対話的で深い学びが求められる

こととなった。その一つの手法として昨今、主体的な活動としてアクティブ・ラーニングが注目されている。このアクティブ・ラーニングが出てきた経緯は、高等学校教育において、小中学校に比べて知識伝達型の授業にとどまりがちであり、大学入試に向けた対策が学習の動機づけとなってしまうしており、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないというような指摘が出てきたためである。このアクティブ・ラーニングは、一つ間違えると深まりを欠いた表面的な活動に陥ってしまうため、今まで積み重ねてきた経緯を踏まえ、さらに一歩進めていくという視点が示されている。

アクティブ・ラーニングのキーワードは「主体的・対話的で深い学び」であり、子どもがいかにか本気になって主体的に学びに向かっているかがポイントである。よって、自分だけではなく人や本などとの出会いや、自己内対話を行うなど様々な学びの方法を通して、本来、教師側が狙っている学びがより深まっていくことが、アクティブ・ラーニングの手法であり、狙いとなる。また、アクティブ・ラーニングの評価については、発言の多少ではなく、学習の狙いにどれだけ子どもたちが迫っているか、どこまで到達できているかという観点で評価していく必要がある。評価方法としては、教師が全員と十分な時間は取れない中でも、子どもたちへの声かけなどで意見を聞いたり、様子を観察したりし、プリント、ワークシートのようなもので子どもたちに自分の考えを書き出させるというような形で進めている。

⇒3点目：豊かな心や健やかな体を育成すること。

これからは1つの教科だけで何かを完結させていくということではなく、様々な教科等を関連づけながら、意図的・計画的に子どもたちの資質・能力を最大限発揮できるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を行うことが重要となる。様々なアプローチにより、子どもたちに力をつけさせるために各学校でカリキュラム構成を改めて見直し、それを子どもたちに反映させていくことになる。

- **東大和市の外国語教育について**：前回の学習指導要領において、小学校高学年に35時間の外国語活動が導入され、聞くこと、話すことの言語活動を中心として、コミュニケーションの素地を育成してきた。音声を中心に学んできたことが、中学校段階での音声から文字への学習に円滑に接続されていないというような課題も指摘される中で、今回の学習指導要領の改訂において中学年から外国語活動35時間を導入し、高学年において外国語科70時間を導入するということになった。よって総合的、系統的に中学校への接続を円滑に図っていくといったことが、今後の大きな課題になっている。市では、平成32年度に小学校の学習指導要領が完全実施されるまでの3年間、小学校においてしっかりと実施できるよう、研修等を通して確実なものにするとともに、中学校との接続もしっかり円滑に図れ

- るように、小中一貫教育のプロジェクトの取り組みとして、英語教育推進ワーキンググループ・プロジェクト委員会を設置して様々、取り組んでいる。今年度は、小学校の外国語活動及び外国語科の授業実施上の課題と対策を明確にするために、ワーキンググループで各学校にアンケートを実施。また、学習評価の方法等についても、指導のあり方と一緒に検討し、事例を通して提案できるようにしていく。
- **英検など英語の実力テストの取り組みについて**：中学校においては現在も機会を利用して実施している。小学校においては、独自で行っている市もあるため、研究しながら必要性を見きわめ、検討していく。
 - **道徳の教科化について**：道徳の教科化の背景は『①授業自体がやや形骸化している。道徳の価値項目に子どもたちが本質的に迫っていく授業が十分できていない。』『②授業を毎週1時間ずつ確実に行うことが求められていたが、実際には他の教科や特別活動と関連させているため、道徳の意味合いを薄めるような内容になってしまう事例も見られた。』『③全国的な調査の中では道徳の授業が1年を通じて、確実に週1時間ずつ行われていなかった。』という3つの主な課題があったことが挙げられる。また、現代社会の子どもたちの様々な変化もある中、子どもたちの心の育成は極めて重要であるというような視点から、教科化により教師がしっかり道徳の授業に向き合い、子どもたちに本気で豊かな心を育てていくために教科化された。
 - **東大和市の道徳授業の状況**：道徳の授業は東京都が実施しているものと連携して、年1回ではあるが、道徳授業地区公開講座を全校で実施をしている。これには道徳の授業を充実させるとともに、地域と連携して子どもたちを育てることという狙いがある。道徳授業地区公開講座を確実に実施できるよう、学校長を通して授業の質を高める働きかけをしている。
 - **道徳の評価について**：あくまでも他の教科と違い、絶対評価ではなく、個人内評価。それぞれの子どもたちが道徳の時間の中で変容した姿をもとに、一人一人の良さを評価していく。評価に対するいろいろな懸念等があると思うが、平成30年度は小学校で実施しており、平成31年度からは中学校も実施されるので、各学校、教育委員会共に研修を設けている。
 - **伝統や文化に関する教育の充実について**：学校内にも様々な外国籍の子どもが混在している中、日本だけの文化にこだわるという視点で考えるものではない。例えば、今と昔の違いは何なのか。また、自分のいる環境と他国との違いは何なのかという国際理解の視点も持ち、その違いに気づくところから自分の国の良さや伝統に気づくことが日本の伝統文化理解の出発点になり、そこを基盤に、そこにいる人たちへの理解、尊重、思いやりを育てていくのが伝統や文化に関する教育となる。

■小中一貫教育の現状について

- ・市内全ての小中学校が共通とした小中一貫教育の取り組みは、学力向上、健全育成、体力向上。
- ・東大和市では、教育目標である知・徳・体をバランスよく育て、次世代を担う生きる力を身につけた児童・生徒の育成を目指すために、義務教育9年間を見据え、小学校から中学校へ円滑に接続することを課題として、平成24年度から小中一貫教育を推進。具体的には、小中一貫教育の取り組みを基盤とし、中学校グループごとの特色ある取り組みを展開し、それをもとに東大和市教育委員会の学力向上に向けた取り組みを実施していくというもの。毎年中学校グループごとに9年間で目指す子どもの姿を共有した上で、『学力向上』、『教職員の相互理解』、『児童・生徒の交流』、『保護者・地域との交流』の4つの項目ごとに取り組みを計画し、実施している。

⇒特徴的な取り組み例：

- ・第一中学校グループでは「一中学区生活のきまり」として、共同で作成した継続的な授業規律表に基づいた指導を徹底し、規律ある学習環境の整備に努めている。
- ・第四中学校グループでは、「四中グループの地域未来塾」という小中合同補習教室を各校で週2回実施。実施に向けて、小中合同で講師を募集したり、合同で説明会を行ったりしている。
- ・第五中学校グループでは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をテーマに設定し、国語、算数・数学、保健体育、外国語の4つの分科会を組織し、年5回合同研究授業協議会を実施。また、春季休業中に4日間（2時間/日）、新入生を対象として、新中学2、3年生が支援を行う補習教室「ファーストステップスクール」という取り組みをしている。

⇒学力向上について：平成27年度に作成した1単位時間の授業の展開例（始業のあいさつに始まり、ねらいをつかむ、自分の考えをもつ、友達と学び合う、全体で高め合う、振り返る、終業のあいさつ）を活用し、児童・生徒が主体的で協働的な学びが進められるように取り組んでいる。また、各教科等の特性に基づき、学力向上プロジェクト委員会が平成28年度に作成した国語、算数、道徳のリーフレット、また平成29年度に作成した資料である国語、算数、数学、小学校外国語、道徳のリーフレットを活用して、主体的・対話的な授業改善に取り組んでいる。

⇒健全育成について：平成27年度に作成した7つのルールを活用により、中学校グループごとに共通の取り組みを推進している。また、生活指導主任会において、活用状況について情報交換を行いながら、効果を確認している。

⇒体力向上について：平成27年度に作成した補助運動を取り入れた授業展開例を活用して、1時間の授業において主となる運動の技能の向上、児童・生徒の

運動への意欲の向上に取り組んでいる。また、平成29年度に作成した『元気アップカード』を活用して、児童・生徒が主体的に体力向上に取り組めるようにするため、9年間継続して体力テストに向けて目標を毎年設定し、記録を残すという取り組みも行っている。体力については、多くの学年で東京都の平均を超えている。平成29年度も東京都の体力向上推進校として3校（小学校2校、中学校1校）が、表彰された。『元気アップカード』は、昭島市が文部科学省の指定を受けて取り組んでいた取り組みを参考にしている。当市では9年間見据えた取り組みとして1冊にまとめて作成した。内容は、体力向上、体力調査に向けて子どもたちがこれまでの記録を振り返りながら目標を設定し、それに向けて取り組みを行い、記録用紙をカードに貼付して振り返りをするというもの。子どもたちが目標を設定して見通しを持ち、計画しながら取り組むことによって、主体的に体力向上が図れることを期待し、平成30年度から全校で配布して取り組んでいる。

■小中一貫教育以外の学力向上の取り組みについて

- ・市独自に複数人的配置事業としてティームティーチャーの配置、少人数学習指導員の配置、学習支援員の配置などを実施。
- ・昨年度まで東京都の委託事業で実施していた学力ステップアップ推進事業が終了したため、小学校第3・4学年の算数の学力調査を市の新規事業として引き続き実施。児童に課題が把握できるように個票を作成し、児童に返却するという取り組みをしている。
- ・全校を平成30年度学力向上推進校に指定し、各校、創意工夫した取り組みを推進。具体的には授業改善推進プランの作成、また補充的な指導、校内研究・研修の市内学校への公開、家庭学習の取り組みなど、様々な工夫を行っている。
- ・全校で補習教室「地域未来塾」を実施。
- ・学力向上ワーキンググループ・プロジェクト委員会、また英語教育推進ワーキンググループ・プロジェクト委員会を今年度から新たに設置。市内の学校に有益な情報を発信するという機能を有する組織としている。教育委員会が学校とより一層一丸となって、学力向上等に向けて取り組むことを目指すために設置した。

■教員のスキルの向上ならびに統一的な学びの実現について

- ・教育委員会では、小中一貫教育のプロジェクトグループ等で統一的な学びの方法を示した。また、学力向上プロジェクト委員会では、授業スキルが優れている教員の授業を教科ごとに学びに行くというような授業スタイルを作っている。そうした取り組みにより、教員の底上げを図っている。また、教育委員会と連携し、小学校、中学校ともにそれぞれの教育研究会を各校の自主的団体として組織し、その中で教科ごとに講師を呼ぶなどして授業研究をすることにより、授業のスキルを上げてい

き、より統一的なレベル、学びを実現するよう取り組んでいる。

■今後の課題について

・市の教育委員会では、学校教育振興基本計画において、国・都などの学力調査における東京都の平均正答率との差をゼロにすることを平成30年度までの目標としている。今まで、学力向上を最重要課題と位置づけ、取り組みを充実しているが、現状は、依然として都の平均正答率を下まわっている。しかし、市の平均正答率の推移は、東京都の平均正答率との差が少しずつ解消されてきている状況。特に、同じ児童・生徒の学年進行で、平均正答率を見た場合、過去数年間において向上しているという効果も出ている。

◆市内関連施設等の視察について……………

【第八小学校：英語教育研究授業ならびに高学年分科会協議会】平成30年10月22日

第八小学校では東京都教育委員会の英語教育推進リーダーの教員（東京都の研修を受けて、海外に1か月程度派遣）が在籍するほか、羽村市英語コーディネーター秋田裕子先生を指導者として迎え、高学年分科会で英語教育の授業を研究している。視察した授業は6学年の授業「“Let’s go to Italy” 入国審査を突破しよう」。八小には、外国語活動専用の教室があり、ALTも参加し、タブレットを活用した授業が展開されていた。また、授業後の協議会では授業の振り返りの他、秋田先生による英語の授業の実践的な研修も行われていた。

- ・八小以外の状況：第八小学校のように校内研究のテーマとして年間を通して研究している学校も複数あるが、テーマとして挙げていない学校においても、短時間の英語の研修等を年間の中で織りまぜながら取り組んでいる。教員の研修等の要望については、実践的な研修を望む声が多く、実際の授業内容や、クラスルームイングリッシュ、フォニックスのような発音練習などの要望が多い。東大和市でも夏に2回実践的な研修を実施した。専門家の講師については、年間を通して校内研究のテーマとしている学校においては、講師を招聘して研修をしている。その他の学校では、ALTを講師に年間2回ほど研修を実施している。

(視察に関する質疑や意見・要望など)

- ・子どもたちが英語に楽しく親しんでいる様子や先生たちの熱心な姿勢が見て取れた。一方で、英語の授業を行うことの先生方の負担解消のためには、ICTや環境の整備を行うなどの対応や実践的な研修の充実が必要だと思った。
- ・今回、羽村市の英語コーディネーターの先生が指導されていたが、小学校の英語の授業には羽村市のように専門的知識を持った講師が東大和市にも必要だと思う。

【③における評価できる市の取り組みと課題について】

■評価できる点について

- ・東京都の委託事業で実施していた学力ステップアップ推進事業が終了したため、小学校第3・4学年の算数の学力調査を市の新規事業として引き続き実施。
- ・重要な課題である学力の向上定着について、様々な人員配置を行い、教師のスキルと授業力向上の観点から、統一的な学びの手法を取り入れていることは、高く評価できる。

■今後の目指すべき方向性について

- ・子どもたちの高等教育への進学、さらには、社会人として生きる力を養い、成長していくことを考えれば、学力向上が重要課題であることは間違いない。一方で、小中学校の義務教育では、全体の中でレベルに差が出ることも当然あり得る。全体の平均点の引き上げだけでなく、いわゆる「落ちこぼれ」を出さない、義務教育の中で、必ず身につけなければならない基礎学力の定着を図る視点が必要である。民間の学習塾等のノウハウも取り入れる等、課題解決に寄与する取り組みを検討するとともに、保護者や市内にいる教員経験者を含めた多様な地域人材の活用についても、さらに強力で推進してほしい。また、コミュニティ・スクールの構築に合わせて、このような民間ノウハウや地域人材の活用を行うことで、学力向上においても地域と一体となって取り組める体制を実現してほしい。
- ・小・中学校学習指導要領等の改訂等について
⇒外国語教育については、第八小学校の視察で確認したように、外国語教育を専門とする羽村市の英語コーディネーターのような人材が必要である。
⇒アクティブ・ラーニングや道徳の評価については、現場の教員の意見などを尊重し、慎重に行ってほしい。

④ 虫歯の罹患率について

■当市の乳幼児の状況について

- ・1歳6か月児の罹患率は推移が激しく、平成20年度には東京都平均、市部平均、圏域6市平均のいずれの平均よりも格段に低い1.09%という数字だったが、平成24年度には逆に2.29%と、東京都平均、市部平均、圏域6市平均のいずれの平均よりも高くなっている。また、平成28年度では、平成20年度と同様に有病者率は低くなり、東京都平均、市部平均、圏域6市平均のいずれの平均よりも格段に低い0.30%となっている。
- ・3歳児では、東京都平均、市部平均、圏域6市平均と同様に減少傾向にはあるが、減少傾向は若干鈍い状況。
- ・5歳児は、保育所及び幼稚園の歯科健康診査の状況だが、3歳児と同様に減少傾向

であるものの減少傾向は鈍い。

- 全体的な傾向としては、1歳6か月児から3歳児、5歳児へと年齢が上がるにつれて、東京都平均、市部平均、圏域6市平均ともう蝕有病者率は高くなっている。東大和市でも1歳6か月児から3歳児までは圏域6市の中でも高い傾向は見られない。しかし、平成20年度以後は、5歳児のう蝕有病者率（虫歯が1本でもある幼児の率）が圏域6市中5番目に高い＝悪い状況となっている。
- 乳幼児におけるう蝕有病者率等の高い傾向の原因については分析していない。歯科保健事業は、他市と同様に虫歯予防教室や歯科健診、予防処置等を行っている。

■小中学生における虫歯の罹患率について

- 東大和市の小中学生の虫歯の罹患率の平均は依然として高く、罹患率は26市中最下位が続いている。小学生の平均については、平成24年度と平成28年度の比較で、59.89%から60.57%へと悪化に転じているが、平成29年度の実績値、また、平成30年度の速報値では、改善の兆しは少し見えている。
- 都平均値と比較し東大和市の中学生の虫歯の罹患率の平均は高い数値で推移をし、26市中の順位も下位に低迷している。しかし、平成20年度、平成24年度、平成28年度と改善の傾向は出ている。

■小中学生における虫歯の未処置率について

- 東大和市の小中学生の虫歯の未処置率の平均値の推移は平成20年度、平成24年度、平成28年度といずれも改善の傾向にはあるが、東京都の平均未処置率と比較すると、東大和市は高い割合で推移をしている。
- 小中学校では、学校での定期健診の中で歯科健診も実施し、虫歯のある児童・生徒には、歯科医にかかるように学校から結果通知を出している。しかし、2学期になっても受診をしていないケースも見られるため、保護者との連絡が十分といえないと考えている。
- 教育委員会は、毎年度、学校歯科保健の取り組みプランを策定し、歯科健診の後の未受診者への受診勧奨に力を入れるべく対策を取っている。また、担任が直接、個人面談等で保護者の方に勧奨通知を配布するなどの工夫もしている。このような取り組みの効果は徐々に表れており、平成28年度の実施では、受診勧奨通知配布後、受診をした旨の返信率は32.1%だったものが、平成29年度は50.4%となった。
- 受診勧奨を通知している学校は、平成29年度の実績で小学校7校、中学校は5校。

■学校での虫歯予防への取り組み

- 毎給食後の歯磨きの実施は平成29年度実績で小学校9校。中学校では昨年度3校。学校の歯科医、歯科衛生士の協力による歯磨き指導または歯科講話の実施は小学校で9校、中学校で4校。

- ・毎年、歯の健康期間に、ポスターの作成や、歯の健康に関する標語の募集等を学校に呼びかけ、表彰を行うことなどで意識啓発につなげている。
- ・学校では、保健だよりや学校だよりなどを駆使しながら歯の健康の大切さをPRし、保護者にも意識を促すような形で、かかりつけ歯科医を各家庭で持っていただき、虫歯の処置をするように啓発している。
- ・フッ素洗口を行っているのは第六小学校のみ。平成27年度から小学校1年生2学級（52人）でスタートし、徐々に年度ごと対象学年を拡大。平成30年度は4年生まで対象学年としている。歯科医師会からもどのような効果があったのか調査をしたいという話もあり、養護教諭や学校歯科医の先生等の協力で追跡調査を行っているが、調査母数が50人程度のため、現時点では明らかに効果があるとは受けとめられないような状況。

【④における評価できる市の取り組みと課題について】

■今後の目指すべき方向性について

- ・小学生での虫歯の罹患率が多摩26市中で最も高い現状について、市として原因を調査・分析することが改善に向けてまず取り組むべきことである。また、虫歯の罹患率が高い原因が明確にならないとしても、処置率を上げることは指導により可能と思われるので、歯科医療機関に行けない理由についても調査分析し、必要であれば支援策を考えてほしい。

■先進市の視察について

■大阪府堺市：子育て世代包括支援センターについて

- ・堺市では平成26年度に『妊娠・出産包括支援モデル事業』を実施しており、母子保健相談支援事業として『産婦健康診査』については、産後うつ防止のために産後2週間と1か月目の2回受診となっているが全数面接という実績となっている。また、母子手帳を受け取る段階から担当保健師を明確にし、マンツーマンで育児支援、相談ができる体制を整え、担当保健師を知らせるマグネット式のプレートも配布している。さらに、妊娠届出書の提出時には日常生活についての質問項目を設定し、ハイリスクの方の把握にも努めており、この対応は、転入してきた妊婦の方にも行っている。（支援が必要な人は27.9%と数字も把握）これらの妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援については、支援センターを中心に実施されているが、人員体制は子育て支援コーディネーター7名、母子保健コーディネーター約60名の他、保育士、保健師、家庭相談員などが常駐し、上記、妊娠届け出時全件面接、担当保健師の周知の他、関係機関との連携も取っている。
- ・また、堺市では産前産後サポート事業も充実。有償の子育てアドバイザー派遣事業、助産師による育児広場、育児支援ヘルパー事業（27事業所、平成28年度の利用

実績は2179回)、宿泊型産後ケア事業も助産院1院で対応可能となっている。その他、育児支援としてはパパの育児教室を実施。さらに駅前の百貨店内にはキッズサポートセンターを設置するとともに、民間事業者と連携したインドア・プレイランド(あそび場)も設置している。

■静岡県焼津市：放課後等デイサービスについて

- ・人口規模から考えた場合、東大和市には放課後等デイサービスが8～10か所程度は必要だとみられる中、現状では4事業所にとどまっており、市民の利用者の4割以上が近隣他市の事業所を利用している。焼津市は人口約14万人で小学校13校という規模だが、9法人(株式会社7、社会福祉法人1、NPO法人1)により運営されている放課後等デイサービスが13か所ある。対象は特別支援学校、または、特別支援学級に在籍する児童・生徒。平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化により参入が始まり、その後の報酬見直しなど制度改正を前にして4事業所増えて現在の13事業所となった。このように焼津市の施設が増加したのは、障害福祉計画による利用者は今後も減少には転じないだろうとの予測のもと、放課後等デイサービスを必要なサービスだと捉えて制限することなく認可を出してきた結果とのこと。また、市が事業者を誘致したのではなく、事業者の方からの参入希望により施設が増加してきた。認可を出す場合は、市が事業者に対し、必要な地域や対象人数、ニーズなどを示し、開設場所などを決定している。今後は多機能型や医療的ケアが必要な重度障害児の受け入れを増やしていきたいとのこと。

■愛知県岩倉市：岩倉市子ども条例について

- ・子どもを取り巻く社会現象(いじめ・自殺・非行・少年犯罪・児童虐待など)として、「自己肯定感の欠如」「自己存在感の喪失」「親の子どもに対する子どもの権利意識の欠如」などがあり、将来にわたって安心して子どもたちが暮らすことのできるまちづくりを推進していくための規範として“子ども条例”が必要と考え、制定に向け検討委員会を立ち上げたとのこと。平成20年5月から10月にかけて検討委員会を8回開催し(中学生2人も委員に)、ポスターづくり、アンケート、ワークショップ(子ども向けと大人向け)を経て平成20年12月議会上程、全会一致で可決。子ども条例の内容は「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを軸に構成されている。岩倉市では子どもからの意見を条文に入れるとともに、子どもの務めとして「子どもも社会の一員として他の人の権利を尊重する」といった条文を市独自として追加していることが特徴。制定後は子どもの権利を考える週間を作り、全小中学校で年に1回、授業を実施。また、子ども行動計画を策定し、高校との連携事業、中学生事業、人権会議なども実施してきている。子ども条例制定から10年が経過し、本年3月に新たな子ども行動計

画を策定。子どもの貧困やいじめ防止などにさらに取り組んでいくとのことだ。岩倉市は人口4万8千人弱で小学校5校という規模だが、児童館は7か所あり、子育て施策への取り組みが充実している。また市役所庁舎内のロビーには市民の方が自由に過ごせるスペースがあり、学生に人気の勉強スポットになっているほか、キッズコーナーも設置されており、子どもを未来のまちづくりをする人と捉え、市内の様々なところや施策で大切に育てる姿勢が表れていた。

■調査全体を終え

【「日本一子育てしやすいまち」の実現のための目指すべき方向性】

- ・今回「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」という調査項目で、東大和市の子育て関連施策について広範囲に現状を確認した。東大和市においては、『就学前の子育て支援』については、様々な取り組み、近隣他市にはない事業なども行い、外部からの評価のとおり一定以上の充実が見られるが、学童保育、放課後デイサービスなど就学後の支援については、まだまだ課題が山積している状況が見られた。平成31年10月より幼児教育費の無償化が実施されることもあり、今後一層、女性の就業率の上昇が見込まれる。待機児童解消を含め、本市としての新たな子育て支援の取り組みを検討し実現していくことが必要だ。
- ・学校教育については、学習指導要領の改定に伴う新たな取り組みに向けての準備が進められているが、現在、取り組んでいる小中一貫教育の効果を活かし、スムーズなスタートを切るだけでなく、児童・生徒に充実した教育を提供できるように進めてほしい。
- ・子育て環境の充実ということについては、妊娠、出産、育児、保育、教育など様々な分野に渡り、事業の数も多く、充実のためには財源も人材も必要となってくる一方で、「日本一子育てしやすいまち」を目指す市として、市全体、市民全体で子ども、子育てを見守り、応援するという機運の醸成といった土台作りに向けた、新たな取り組みも必要だ。
先進市の事例などからもこのような取り組みによる効果も感じられた。子ども条例などの市民の指針となるようなものの制定なども今後視野に入れ、様々な施策を展開してもらいたい。
- ・子育て施策の充実という点においては、外部からの評価でも上位にあり、一定の評価ならびに定評というものも現れてきているが、「住みたい」「住み続けたい」という市になるためには子育て施策とともに全体の施策の充実が必要だ。子育て施策で得た情報などを庁内で共有し、全体的に施策の充実が図れるような取り組みを行うとともに、子育て関連、教育関連の各部、各施設が「日本一子育てしやすいまち」を目指すという視点、目標を共有し、それぞれの取り組みの質を高めるように

していただきたい。そのためには、今後の総合計画などの長期計画の策定や見直しの中で、担当部課を越えて、市全体で共有できる目標やビジョンを明確にしていくとともに、近年、700名を下まわっている年間出生数や子育て世代の転入転出数を一つの指標とするなど、市民が東大和市で「安心して産み、育てたい」と思っていたかどうかを具体的な数値をもって確認する必要もある。また、施策の充実のためには、専門的な知見を活用する有識者会議や、ニーズの把握のための市民会議などの検討会の立ち上げも早急に行うべきだ。

- ・東大和市は狭山丘陵など、良い自然環境に恵まれている。このような環境を最大限に活かした子育て支援及び教育の充実に向けた施策を推し進めてほしい。

【調査を実施した厚生文教委員会の所感】

- ・今回「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」、市の現状と課題、ならびに先進市の視察などを行ったが、広範囲に渡ったテーマであったため、実際の利用者である市民の声の聴きとりや有識者の考えなどを確認するところまでは及ばなかった。時間的な制限もあったことは否めないが、そのような機会が持てれば、さらに調査を深掘りできたと思う。
- ・「日本一子育てしやすいまち」という大きな施策は、中長期的な視点で研究し、効果を検証していく必要がある。市だけではなく議会、また、各議員においても、今回の調査結果を活用いただき、今後もさらなる研究、検証を望むものである。